平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

重点事項通番: 21

管理番号

846

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野 | 環境・衛生

提案事項 (事項名)

複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和

提案団体

愛媛県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場 合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報 を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。

なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点か ら、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれ の都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務 負担の軽減が図られる。

(参考)

- 1 許可件数(平成22年度)
- (1) 産業廃棄物収集運搬業 1.473件
 - (うち県外業者で積替保管施設なし 349件)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
 - (うち県外業者で積替保管施設なし 93件)
- 2 事務手数料
 - ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81.000円/件
 - ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件
 - 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件
 - 特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81.000円/件
 - 特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件
 - 特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72.000円/件

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同 条第2項、第14条の5第1項

回答区分 C 对応不可

- 他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、 産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、 自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があ ることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、 産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働く こと等が考えられる。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な 施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施す ることができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているもの。
- 要望自治体は、許可申請にかかるコスト削減という観点からのみ、規制緩和要望を挙げているが、仮に 御提案の要望内容が実現された場合、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。
- 具体的には、許可取得の対象自治体を絞ったとしても、法における産業廃棄物収集運搬業者に対する 行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大 別されるため、許可処分を行った自治体のみに事業者情報が限られる場合、他の自治体は事業者への適 切な指導監督を行うことが出来ず、結果として、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。 また、当該課題を克服するために、事業者が処理業を行おうとする区域を管轄する自治体にとって必要不可 欠となる許可申請時の申請内容や許可取得後の処理業の状況などの事業者の情報を常に把握できるよう にするための体制を構築することとなると、当該システムを構築する国及び当該システムを運用する自治体 の事務のコストが膨大になり、結局は事務コストの削減にはならないと考えられる。
- 〇 さらに、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都 市圏に偏っていることが多いと考えられるため、都道府県によって行うべき事務の量に偏りが生じ、地方自 治体における産廃行政に歪みが生じることが想定される。
- 以上より、御提案の規制緩和要望の実現は困難である。なお、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集 運搬業者についても、過去に不適正処理が行われた事例が認められるため、積替え保管を伴う産業廃棄物 収集運搬業の許可手続について、生活環境保全の観点から現行どおりとするのであれば、積替え保管を伴 わない産業廃棄物収集運搬業の許可手続も現行どおりとすべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- 提案は、積替え保管を伴わない収集運搬業に限っており、マニフェスト制度を導入している現状におい て、収集運搬のみでの不適正処理の可能性は低いと考える。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化(平成22年政令改正)は、事業者、行政を含めて許可申請に係 る相対的なコスト削減という観点から行ったのではないのか。要望の趣旨は二重行政の解消や事業者等の 負担軽減を求めるものである。軽減した事務量を、現場の指導監督等に充てることも可能となる。また、欠格 要件該当性確認のための警察や市町村への照会等事務の削減も見込まれる。
- 許可処分を行った自治体以外の自治体で営業を行う場合には、当該自治体にも一定の指導権限を認め ることで、総体的に事業者に対する指導を強化につながるのではないか。(例えば建設業法第28条の規定)
- 複数の自治体で許可を受けた事業者の場合、他の自治体の行政指導の状況を知ることが困難であり、 それらの状況を踏まえた処分や指導ができない現状を改善するため、事業者情報を把握、共有できる体制 の構築が必要であり、これにより、行政処分等の手続きの簡素化にもつながる。
- 〇 情報共有には、廃掃法の情報センターである(公財)日本産業廃棄物処理振興センターや産業廃棄物行 政情報システムが活用できないか。
- 〇 自治体の事務量の偏りにより、地方自治体における産廃行政に歪みが生じると想定されているが、どの

ような歪みが想定されるのか。

○ 収集運搬業許可の合理化においても、積替え保管施設を伴う場合は都道府県と政令市で申請書類や手 数料が重複している。積替え保管の許可の位置づけを見直すなど、抜本的な合理化の推進も必要ではない のか。(補足資料)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性については、主たる事務所を所管する自治体の許可事 務において審査すれば足り、複数の都道府県がそれぞれ審査・許可する必要はないと考えるが、この場合 何か具体的な支障はあるのか。
- 平成22年、中央環境審議会の専門委員会での議論を踏まえ、貴省が示された懸念である事業者に関 する情報を各許可権者が共有するための仕組みの構築を行うことにより、収集運搬業許可手続きの合理化 を図るべきではないか。今回の貴省の回答内容は、当時の議論より後退したものとなっていないか。
- 産業廃棄物行政情報システムを改修し、申請事業者の基本的事項(申請者の能力に係る基準及び欠格 要件該当性)、許可内容、行政指導・処分の内容等を自治体間で共有できるようにすれば、主たる事務所を 所管する都道府県のみの許可で足りるとしても、現在の廃棄物処理法と同水準の指導監督レベルを保てる と考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 一次意見で既に示したとおり、廃棄物処理法上、他者の産業廃棄物の処理を業として行おうとする者に 産業廃棄物処理業の許可を必要としているのは、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに 扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託 は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コ ストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられるためである。実 際、マニフェスト制度導入後にも、産業廃棄物収集運搬業者による不適正処理事例があり、収集運搬であれ ば不適正処理の可能性は低いとは言えない。
- 平成22年に産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化に係る廃棄物処理法の改正を検討した際の中央環 境審議会等における議論においても、事務コスト削減だけではなく、むしろ不適正処理に対する都道府県等 による指導監督が担保されるか否かも重要とされている。不適正処理に対する都道府県等による監督体制 の徹底という観点からは、不適正処理事案が発生した際に許可権限を背景として許可の取消しも含めた十 分な取締りを行うことができるよう、許可主体と取締り主体は同一とすることが適当。
- また、ご質問の産廃行政の歪みに関しては、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場 合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、大都市圏の一部の自 治体に許可に係る事務負担が集中するとともに、許可の取消し等の処分の検討に当たっては、他の自治体 の区域内における不適正事案についても考慮することが求められることになると考えられる。しかしながら、 他の自治体の区域内における不適正処理事案を理由として許可取消し等の処分を行うことは、自区域内の 不適正処理事案の場合と比べ、実務上は必ずしも容易ではないと考えられる。この結果、かえって都道府県 等による許可業者に対する指導監督の徹底が困難になると考えられ、結果として今までの事業者等に対す る取締り強化の流れと逆行することになるおそれがある。
- このため、御提案の規制緩和は困難である。また、補足資料により御提案いただいた収集運搬業許可

の抜本的な合理化については、許可を細分化することによりかえって制度全体が複雑化し、各自治体や事業者の事務負担が増すことになるのではないかと考えられる。

〇 一方、ご提案の趣旨にあるとおり、事務負担等の軽減を図ることは重要であり、そのために必要な措置については当省としても積極的に検討してまいる所存。このため、ご提案の趣旨を踏まえ、自治体間の審査事項に係る情報の重複を避けるために、欠格用件の該当性等の情報を各自治体間で共有し、行政処分等の手続きの一層の簡素化につながるよう、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善について、今後検討を進めて参りたい。こうした取組により、関係自治体間で情報の共有を図り、各自治体における許可事務等も容易にし、その負担軽減を進めてまいりたい。

産業廃棄物収集運搬許可制度について

〇現在の許可制度

・産業廃棄物収集運搬の許可において、積替え保管施設についても一体と して許可を行っている。

〇新たな許可制度

産業廃棄物収集運搬の許可について、許可を細分化することにより、自 治体間の審査事項の重複を避けるとともに、各自治体において必要な許可 条件等を付することとする。

産業廃棄物収集運搬業の許可(主たる許可)

主たる事務所を所管する自治体において、産業廃棄物収集運搬業の許可を行う。

この許可において、収集運搬の許可要件である環境省令で定める基準に適合することのうち申請者の能力に関する基準(法 14 条 5 項 1 号、規則 10 条 2 号)及び欠格要件該当性(法 14 条 5 項 2 号)について審査することで、他の自治体での審査を省略する。

なお、許可事項として、新たに事業区域(都道府県、政令市単位)を 追加し、事業区域となった自治体については、当該事業者に対する指導 監督の権限を持つものとする。

積替え保管施設の許可(従たる許可)

許可を受けた事業区域において積替え保管施設を設置して事業を行う場合には、積替え保管施設を設置する自治体が、積替え保管施設の設置許可を行うものとする。(収集運搬車両等の許可も含む。)

この際、申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性については、主 たる事務所を所管する自治体の許可事務において審査済みであること から、当該許可を受けていることを前提として審査を省略し、施設に係 る基準についてのみ審査することとする。

なお、許可は、主たる事務所を所管する自治体の許可の範囲内(事業 範囲、許可品目、許可期限等)において行い、許可以降でなければ、当 該自治体内での営業はできないものとする。

これにより、申請書類作成の簡略化、審査事務の軽減が図られるとともに、各自治体において個別の許可条件を付すことも可能である。

・収集運搬車両等の許可〔積替え保管施設を設置しない場合〕(従たる許可) 許可を受けた事業区域において積替え保管施設を設置しないで事業 を行う場合には、事業区域内で主に使用する収集運搬車両等について、 事業区域の自治体ごとに許可を行うものとする。

なお、許可は、主たる事務所を所管する自治体の許可の範囲内(事業 範囲、許可品目、許可期限等)において行い、許可以降でなければ、当 該自治体内での営業はできないものとする。

〇許可事業者に対する指導権限について

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可を行った自治体は、第一義的に許可事業者 に対する指導権限を有するが、事業区域となった自治体についても指導 権限を有することとする。
- ・積替え保管施設、収集運搬車両等の許可事項については、許可を行った 自治体が第一義的に指導権限を有する。 このため、積替え保管施設の指導、立入検査等は各自治体が行うことと する。

〇情報共有システムについて

現在、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが廃棄物処理法第13条の2の規定の基づく情報処理センターに指定されており、電子マニフェストに関する情報センターとなっているが、この制度を活用して、センターに収集運搬業者のデータを管理登録するシステムができるのではないか。

あるいは、現在「産業廃棄物行政情報システム」において、産業廃棄物 収集運搬業の許可の際に登録番号取得のため、事業者名および住所等を登 録しているが、これを拡大利用することも考えられる。

共有すべき情報は、システムへの負荷を軽減するため、申請事業者の基本的事項(申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性)、許可内容、行政指導・処分の内容等の必要最低限のものとする。

新たな許可制度の概要

許可制度	審査・許可事項	欠格	環境省令で定める基準に適合 (法 14 条 5 項)				
		要件	施設に係る基準 (1号)		申請者の能力に 係る基準(2号)		備考
		該	運搬施	積替施	知識・	経理的	7冊
		当性	設につ いて	設につ いて	技能に ついて	基礎について	
現在	収集運搬を行う都道 府県(積替施設あり)	\bigcirc	0	0	0	0	都道府県ごとに許可 政令市内で積替保管の 場合は、別途政令市の許 可も必要
	収集運搬を行う都道 府県 (積替施設なし)	\bigcirc	0		0	0	
新たな制度	主たる事務所を所管 する都道府県	\bigcirc	0	\circ	0	0	主たる事務所を所管す る都道府県のみ
	事業区域の都道府県 (積替施設あり)		0	0			政令市で積替保管の場合は市の許可も必要
	事業区域の都道府県 (積替施設なし)		0				施設の許可以降でなければ事業区域で営業で きない。